

## 平成25年度さいたま市水道事業会計予算

( 総 則 )

第1条 平成25年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	568,986 件
(2) 年 間 総 給 水 量	132,796,250 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	363,825 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
施設整備事業 事業費	8,693,374 千円

( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	31,198,451 千円
第1項 営 業 収 益	31,140,059 千円
第2項 営 業 外 収 益	57,002 千円
第3項 特 別 利 益	1,390 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	26,855,057 千円
第1項 営 業 費 用	24,886,170 千円
第2項 営 業 外 費 用	1,917,314 千円
第3項 特 別 損 失	31,573 千円
第4項 予 備 費	20,000 千円

( 資本的収入及び支出 )

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,528,146 千円は、建設改良積立金 1,883,798 千円、当年度分損益勘定留保資金 7,687,436 千円、繰越利益剰余金処分量 2,618,201 千円、当年度利益剰余金処分量 887,745 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 450,966 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	4,105,688 千円
第1項 企 業 債	2,194,000 千円
第2項 負担金及び寄附金	1,887,418 千円
第3項 補 助 金	24,270 千円

支 出

第1款 資本的支出	17,633,834 千円
第1項 建設改良費	12,717,850 千円
第2項 償 還 金	4,905,984 千円
第3項 予 備 費	10,000 千円

( 債務負担行為 )

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
料金未納整理等業務	平成26年度から 平成28年度まで	534,622 千円
白幡配水場配水ポンプ整備及び更新工事	平成26年度	690,600 千円
尾間木配水場1号配水池耐震化工事	平成26年度	18,683 千円

( 企業債 )

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	2,194,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 )

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 4,079,631 千円 |
| (2) 交際費   | 425 千円       |

( 利益剰余金の処分 )

第9条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 3,505,946 千円は、次のとおり処分するものと定める。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 建設改良積立金 | 3,505,946 千円 |
|-------------|--------------|

( たな卸資産購入限度額 )

第10条 たな卸資産の購入限度額は、645,241 千円と定める。

平成25年2月5日 提出

さいたま市長 清水 勇 人